

Contents

Contents

THE RECORD.....2003.3 No.520

| | | | |
|--|----|---------------------------|----|
| ● 会長交替のご挨拶 ----- | 3 | 音楽CDの不正コピー販売で大学院生に停学処分 | |
| ● DVDミュージックについて----- | 4 | ／海賊版音楽DVD販売で全国初の逮捕者／IFPI | |
| ● 「Respect Our Music」アーティスト広告について----- | 6 | 『著作権利用に関するセキュリティガイド』／当 | |
| ● アジア知的財産権シンポジウム2003開催----- | 8 | 協会副会長交替 | |
| ● 文化芸術振興基本法推進フォーラム行事 ----- | 9 | | |
| ● J-CISホームページ ----- | 10 | ● GOLD ALBUM 他 認定作品 ----- | 13 |
| ● Information ----- | 11 | ● 統計資料 ----- | 14 |
| 文化審議会著作権分科会「審議経過報告」／ | | ● レコード生産実績 ----- | 15 |

会長交替のご挨拶



依田 巽

この度、会員会社全社のご推挙を頂き、3月1日から協会長に就任いたしました。富塚前会長の任を継いで重責を担うことになり、身が引き締まる思いであります。

さて、世界のレコード産業は今極めて厳しい状況に置かれていますが、日本も例外でなく生産実績は4年連続で前年を下回り、特に昨年は前年比2桁のマイナスで終わりました。

その原因として景気の長期低迷、少子高齢化等があげられますが、業界固有の問題として音楽の不正利用が世界のレコード産業共通の問題として大きくクローズアップされております。

このような状況を踏まえ、富塚前会長はその在任期間中、わが国音楽文化の発展を目指し健全な「音楽創造のサイクル」が維持されるべく、全力を尽くして来られました。そして音楽の不正コピーや違法アップロード問題に対しては、全ての音楽関係者の先頭に立ち真正面から取り組んでこられました。

私も前会長の路線を踏襲し、全ての音楽ファンが将来にわたって豊かな音楽文化を享受できるよう、レコード製作者の権利擁護と拡大を目指すと共に、より多くの人々に著作権に対する理解を深めてもらうための諸施策を積極的に推進してまいり所存です。

そのためには、従来の輸入権、放送権の課題に加え、レコードの保護期間延長問題に取り組んでまいります。音楽が国境を越えて行き交うデジタルネットワーク時代には、国や地域で保護期間が異なると、「権利の保護」と「利用」のバランスが崩れ、国際的調和が保てなくなるからです。この問題には、国内外の音楽関係団体とも協調して取り組んでいく必要があります。

また、これからも音楽文化を大切に育てていくためには、その基盤となる著作権の尊重が必要不可欠であり、「著作権教育」の重要性が益々高まっております。音楽を伝えるメディア、キャリアが変わっても必ずや付き纏うであろう不正利用への対処は、最終的には人間の良心に訴えることに尽きると考えており、こうした著作権ルールを理解を促進するための啓発活動についても積極的に取り組んでまいります。

音楽、それはいかなる時代にあっても人々の生活にとって欠かせないものですが、技術の進歩に伴って音楽メディアの多様化が進み、中でも映像メディアの占める割合は今後益々大きくなって行くと思われれます。

このような音楽を取り巻く環境の変化には、インフラの整備等を含め、これまで以上にハード業界との連携を密にし、新しいマーケットの創造に努め、元気な日本のレコード産業の復活を目指して行く所存であります。

立法、行政の関係各位をはじめ、関係団体及び会員社等の皆様方には一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、課題山積のレコード業界にあって3年間に亘り会長の職務に専心された富塚前会長に、改めて敬意と感謝を表します。



富塚 勇

まずは約3年に亘る協会長在任中 一貫してご支援を頂きました皆様に、衷心より御礼申し上げます。

知的財産権の保護と拡大が国家戦略としても重要視されている時に、その任に最も相応しい方に協会長職をバトンタッチすることが出来て安堵しております。

2000年4月に協会長に就任してからはほぼ3年、この間日本のみでなく世界のレコード産業が縮小を続け、今なおその傾向が続いていることは憂慮に堪えません。こうした事態をもたらした最大の要因が、デジタル技術の進展と大衆化による「音楽のフリーコピー」であることは、いかなる技術擁護論であろうとも間違いないことで、数多くの調査結果がそれを証明しています。従ってIFPIやRIAAの仕事がそうであるように、RIAJの最大の仕事は「音楽創造のサイクル」を維持するため、如何にして音楽著作(隣接)権を護るかであります。こうした信念のもとには私は在任期間中一貫して「不法コピーとの戦い」の先頭に立つことが自分の使命であると心得てきました。

日本版ナップスターと言われた、ネット上で違法なサービスを提供していた日本MMOとの法廷闘争が、本年1月29日に東京地裁にて完全勝訴の判決を得たことは、法治国家として当然とはいえ近來にない快挙でありましたし、海賊行為への音源提供を断つ技術的手段を求めて、CCCDが多くの会員会社から本格的に発売され始めたことは心強いかぎりです。

パッケージ、配信を問わず、メディアのセキュリティがレコード・ビジネスの生命線であることは今更言うまでも無いことで、更なる安全を求めて「DVD MUSIC」などの商品化が進められていることは、また一步の前進と言えます。

協会創立60周年を機に「RIAJ 21プロジェクト」が結成され、協会運営方法のドラスチックな改革が行われました。各社の人的負担を軽くしてなおかつ仕事の効率をあげるべく、46もあった委員会および部会を僅か4つの機能別委員会に集約したわけで、事務局である協会職員には従来にない仕事の負荷がかかっておりますが、皆よくその本質を理解して任に堪え、本人自身の実力を涵養すると同時に業務の質的向上を齎しつつあると私は確信しています。

新しい会長の指導のもと、この協会事務局は更に力を蓄え、加盟各社ならびに音楽業界全般のお役に立つてまいりましょう。

依田新会長をはじめとする新しい執行部と協会事務局に、皆様からの倍旧のご支援をお願い致しまして、退任のご挨拶いたします。ありがとうございました。

新音楽ソフトパッケージ DVDミュージックについて

DVDプレーヤーの急速な普及を受けて、DVDプレーヤーを所有するユーザー向けに、DVDビデオの新たな商品ジャンルとして音楽を主体とした商品「DVDミュージック」が加わりました。

この「DVDミュージック」の特徴や「仕様に関する運用基準」、「マーケティングロゴ」等について説明します。

当協会情報・技術委員会では2月21日付で「DVDミュージックの仕様に関する運用基準（暫定版）」及び「DVDミュージックのマーケティングロゴ」を制定しました。

「DVDミュージック」とは、DVDビデオ規格（フォーマット）を用いた音楽を主体とする商品です。新しい規格（フォーマット）ではありません。

特徴

「DVDミュージック」は次の特徴を持っています。

- ①DVDビデオ規格（フォーマット）を用いた音楽を主体とする商品であり、DVDビデオ対応プレーヤーで再生可能
- ②CDプレーヤーと同等の操作性を有し、ディスプレイなしで操作可能
- ③静止画等の付加情報を収録

運用基準制定の背景

（社）電子産業技術協会（JEITA）の統計資料から算出すると、DVDビデオプレーヤーの国内出荷台数は2002年末で累計670万台に達しています。DVDビデオ再生機能のあるゲーム機のプレイステーション2（PS2）は2002年7月時点で、日本国内生産出荷累計が1,000万台を達成しました。また、パソコンのDVD-ROMドライブ搭載機種も増加しており、これらを総合した一般家庭でのDVDビデオディスクの再生環境は飛躍的に増加しています。

この急速に普及するDVDビデオディスクの再生環境に着目し、日本レコード協会会員各社では、DVDビデオ規格（フォーマット）を使った音楽用商品企画の検討が行われはじめました。

会員会社からの要請を受け、当協会では消費者

の再生上の混乱を防止するために、このDVDビデオディスクのプレーヤーでの再生及び操作性の共通化を図る目的で会員社とこのディスクに関する仕様の検討を重ね、運用基準を制定・発行しました。

仕様に関する運用基準について

「DVDミュージックの仕様に関する運用基準（暫定版）」は、「DVDミュージック」の制作者向けに、ディスプレイのない環境のDVDビデオプレーヤー等で再生するためのディスクの構成や、CDプレーヤーと同等の操作性を実現するためのナビゲーションの設定等のディスク仕様を規定したものです。

なお、この運用基準に準拠した商品に今回作成した「マーケティングロゴ」（図1）を表示することができます。

マーケティングロゴについて

この「マーケティングロゴ」は消費者保護の観点から店頭での誤認・誤購入を防止する目的で、オーディオCD、DVDビデオ、DVDオーディオ及びスーパーオーディオCDと「DVDミュージック」を識別するために作成したもので、協会会員会社にデザインの公募を行い、その中から協会会員会社が選考したものです。

この「マーケティングロゴ」を用いた共通ステッカー（図2）やキャップの表示例等「DVDミュージック」

商品の表示の運用基準の発行も検討しています。

図1 DVDミュージックのマーケティングロゴ



図2 DVDミュージックの共通ステッカー（案）



名称について

この商品は、DVDプレーヤーで再生する音楽用商品であるため、「DVDミュージック」と呼称することにしました。名称として次の表記があります。

日本語表記：DVDミュージック

英語表記：大文字 DVD MUSIC

小文字 DVD music

DVD MUSICタイトルのリリース予定

2月27日に当協会会員会社のコロムビアミュージックエンタテインメント（株）から、3月21日付でDVD MUSICを4タイトル発売するとの発表が行われました。

文化庁、著作物の「自由利用マーク」を制定

文化庁は、著作者が自分の著作物を他人に自由に使用してもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークとして、「自由利用マーク」を制定、公開しました。

この「自由利用マーク」公開の背景には、パソコンの普及に伴い、誰でも簡単に著作物を作成、利用できるようになった一方で、著作者が自分の著作物について、特定の方法において利用を認めているという意思表示をすることによって、利用者・著作者双方にとって許諾手続に関する不必要な手間を減らし、より適切に著作物が利用される環境づくりへの取り組みがあります。

マークは、利用範囲や目的によって3種類に分かれており、「プリント・コピー・無料配布」OKマークでは、インターネット送信、変更、改変、部分利用等を除いた、あらゆる目的のプリントア

ウト、コピー、無料配布を対象としています。

この他には、「障害者のための非営利目的利用」OKマークと「学校教育のための非営利目的利用」OKマークがあります。この2つのマークは、非営利目的かつ、それぞれ"障害者のみが使うこと"、"学校の様々な活動で使うこと（授業、部活動、教員の研究会等を含む）"を目的とする場合であれば、いかなる方法（プリントアウト、コピー、送信の他、変更、改変、部分利用等を含む）で利用しても構わないことを示すものです。

マーク入手や詳細については、以下のサイトをご参照下さい。

<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>



コピーOK



障害者OK



学校教育OK

Respect Our Musicキャンペーン

CD-R等を用いた不正コピーやインターネット上の違法アップロードに対し、音楽関係団体や多くのメディアのご協力・ご賛同のもと、昨年9月から「Respect Our Music」キャンペーンを実施しています。

この度、本キャンペーンの一環として、社団法人日本音楽著作権協会の協力を得て、122組のアーティスト参加による広告展開が実現しました。これは、2月18日の朝日新聞（全国）、サンケイスポーツ（除大阪）、中日・東京中日スポーツ、2月20日のサンケイスポーツ（大阪）の他、「めざましテレビ」（フジテレビ系）や『オリコン』等の音楽専門雑誌、

asahi.com等のウェブサイトでも取り上げられました。さらに、新聞広告と同デザインのポスターが、今月からレコード店、レンタル店のご協力により、店頭にも貼られる予定です。次ページに同広告デザインを掲載しておりますので、併せてご参照下さい。

アーティスト参加による同様のキャンペーンは、世界的に実施されており、アメリカ（昨年9月）、日本に引き続き、今年上半期中には、フランス・ドイツ・オランダ・イタリア・スウェーデン・イギリス6カ国でも共同キャンペーンが実施される予定です。

「私的複製」は「権利」か？

染井・前田法律事務所
弁護士 前田 哲男

著作権法は、権利者の許諾がなくても著作物やレコードを私的複製することを認めています。これは、著作権や著作隣接権が「私的複製」には及ばないことにした結果です。つまり、権利がそこまでは届かないがゆえに、結果として自由な領域が生じているだけであって、私的複製する「権利」があるということではありません。

ところが最近、“CCCDは私的複製する「権利」を侵害している”等、「私的複製」はユーザーの「権利」だという主張を、時々目にするようになりました。

しかし、著作物やレコードは、著作者・レコード製作者の創意工夫や投資により、この世に生み出された財産であり、それを生み出した人に帰属するものです。創作にも製作にも何ら貢献していない第三者に、何らかの「権利」が生じることはあり得ないのです。

私的録音録画補償金の対象となっている機器・記録媒体を使用するときでも、「権利」に基づいて複製したとは言えません。補償金は、結果として行われてしまう私的複製によって生じる経済的損失を埋め合わせるものであり、私的

複製を積極的に推進するものではないのです。

ところが著作権法30条の条文をみると、「私的使用を目的とするときは、使用する者が複製することができる」と書いてあります。「できる」という以上、それは「権利」とも理解されかねません。誤解の原因の一つは、この条文の「書きぶり」にあるのかも知れません。

では、なぜ、このような「することができる」という条文になったのでしょうか。著作権法制定当時の著作権課長だった佐野文一郎氏は、法律施行直後に次のように語っています。

「法制局審議の段階で、『複製することができる』、という書き方は、何かいまお話が出たように、権利として積極的に利用を認めるような感じがするので、表現上、ここまでは許される、Permissibleという趣旨を明らかにするような書き方ができないか、という問題がありました。結局は、『できる』というのはそういう趣旨だということに落ち着いたのですが。」（ジュリスト473号120頁）

これから明らかなことは、「できる」というのは、「許される」という趣旨であって、それ以上のものではないということです。つまり、積極的に利用を認める「私的複製」の権利は存在しないと言い換えられるのです。

2003年2月会議メモ（主なもの）

（2月1日～2月28日）

2・5 マーケティング委員会
2・10 レコード倫理審査会
2・12 法制委員会
2・13 広報委員会

2・14 情報・技術委員会
2・21 執行委員会
2・27 Techno-Legal Forum
2・28 理事会

LOVE MUSIC?

私たちの音楽を大切に聴いて下さい。

| | | | | |
|--------------------|---------------------|-------------------|------------------|----------------------|
| 愛内里菜 | 河村隆一 | 杉山清貴 | TOKIO | V6 |
| aiko | KICK THE CAN CREW | Skoop On Somebody | DREAMS COME TRUE | 藤井フミヤ |
| 上松美香 | 杏子 | スピッツ | 中島美嘉 | 藤本美貴 |
| 安室奈美恵 | 清貴 | SMAP | 長瀬 剛 | FLAME |
| 嵐 | Kiroro | S.E.N.S. | 中森明菜 | BoA |
| YeLLoW Generation | KinKi Kids | ZONE | 夏川りみ | 松浦亜弥 |
| w-inds. | キンモクセイ | ソニン | 元ちとせ | 松たか子 |
| 上戸 彩 | 久保田利伸 | SOPHIA | 花*花 | 松任谷由実 |
| 宇多田ヒカル | GLAY | 高橋真梨子 | 浜崎あゆみ | MINMI |
| ウルフルズ | globe | 竹内まりや | 浜田省吾 | モーニング娘。 |
| Every Little Thing | CHEMISTRY | タッキー&翼 | 林原めぐみ | 矢井田 瞳 |
| 岡本真夜 | ゴスペラーズ | DA PUMP | BUMP OF CHICKEN | 山崎まさよし |
| 奥田民生 | 後藤真希 | Chara | 氷川きよし | 山下達郎 |
| 小田和正 | 小柳ゆき | TUBE | 一青 窈 | ゆず |
| 鬼束ちひろ | the brilliant green | チン☆バラ | hitomi | LOVE PSYCHEDELICO |
| orange pekoe | 椎名林檎 | T.M.Revolution | 平井 堅 | L'Arc-en-Ciel |
| Gackt | 島谷ひとみ | 天童よしみ | hiro | Lead |
| 角松敏生 | スガシカオ | Do As Infinity | 広瀬香美 | RIP SLYME |
| | | | | (50音順) |
| アッシュャー | KEIKO LEE | TLC | フィル・コリンズ | リチャード・カーペンター/カーペンターズ |
| アヴリル・ラヴィーン | サンタナ | DESTINY'S CHILD | フェイス・ヒル | レッド・ホット・チリ・ペッパーズ |
| アリシア・キーズ | シェリル・クロウ | トニ・ブラクストン | プリトニー・スピアーズ | レニー・クラヴィッツ |
| ヴァネッサ・カルトン | ジャネット・ジャクソン | ネリー | ベイビーフェイス | ザ・ローリング・ストーンズ |
| ウエストライフ | ジャミロクワイ | BACKSTREET BOYS | マドンナ | (50音順) |
| エアロスミス | スウィートボックス | VANGELIS | ミッシェル・エリ奥特 | |
| エミネム | セリーヌ・ディオーン | PINK | メイヤ | |

音楽の不正コピーや不正アップロードは犯罪になることを知っていますか？

他人のために市販の音楽CDから無断でコピーする、音楽を無断でインターネット上に公開（アップロード）する、これらは著作権法に違反する行為として厳しい処罰の対象となります。そして、こうした不正利用は、アーティストや作詞家、作曲家など、音楽を創造する人たちに深いダメージを与えているのです。

SAVE MUSIC!

(社)日本レコード協会 (社)日本音楽著作権協会 03-5561-3110 FAX 03-5561-3111 Respect Our Music

アジア知的財産権 シンポジウム2003開催

著作権と商標権に関する8団体を正会員、2企業を協賛会員として構成する不正商品対策協議会（不正協）は、2月7日（金）、大手町・日経ホールにおいて「アジア知的財産権シンポジウム 2003」を開催しました。今年で5回目となる同シンポジウムは、警察庁、外務省、財務省、文化庁、経済産業省、特許庁、アメリカ大使館の後援により、今回は「知財立国をめざして～アジアの混乱から秩序へ～」と題して、キーノートスピーチ、セミナー、パネルディスカッションで構成されました。

冒頭で、警察庁の瀬川勝久安全局長が警察の知的財産権侵害事犯に対する取り締まりについてあいさつし、続いて斉藤博専修大学教授が「2003年と知的財産」と題してキーノートスピーチを行い、「本年は知的財産保護にとって特別な1年となり、制度の面、技術の面における飛躍がある」と述べました。

セミナーⅠでは、「WTO加盟後の中国における知的財産保護」をテーマに、中国事情に詳しい弁護士および著作権団体関係者が出席し、中国における知的財産権に対する侵害行為への取り組みについてディスカッションが行われ、「長期的な視野に立ち、中国国内における知的財産権の価値を高めていくような教育を行うことが必要である」等の意見が出されました。

セミナーⅡでは、「音楽の違法利用の現状とその対策」と題して、当協会田中純一事務局次長が、レコード産業の現状、CD-Rへの違法な複製やファイル交換ソフトを利用した違法アップロードへの取り組みについてプレゼンテーションを行い、「セキュアなメディアの導入」、「著作権に関する意識・知識の普及・啓発」および「警察および他団体との協力体制の強化」の重要性について述べました。

セミナーⅢでは、「日本における知的財産保護に関する現状と今後の課題」と題して、知

的財産権保護の政策及び権利執行に携わる日本の4官庁（文化庁、財務省、特許庁、警察庁）の担当者から知的財産立国をめざす日本における知的財産保護の現状と将来像について、プレゼンテーションが行われました。

セミナーⅣでは、プロローグとしてマイケル・W. マハラック米国大使館経済担当公使が「米国での知的財産の発展とアジアにおける見通し」と題して講演が行われ、引き続き、野中ともよ氏をコーディネーターとして迎え、パネルディスカッションが行われました。このディスカッションには、荒井寿光知的財産国家戦略フォーラム代表、辻本憲三コンピュータソフトウェア著作権協会理事長、山本久樹アミューズ代表取締役社長、阿多親市マイクロソフト代表取締役社長がパネリストとして参加し、知的財産基本法の施行により知的財産立国を目指す日本における企業や国民の役割について、積極的な意見交換が行われました。

なお、今回のシンポジウムへの来場者は420名に上り、成功裡に終了しました。



セミナーⅡ講演「音楽の違法行為利用の現状とその対策」



セミナーⅣ「パネルディスカッション」

文化芸術振興基本法推進フォーラム主催行事開催

文化芸術に関わる12団体で構成される「文化芸術振興基本法推進フォーラム」は、2月5日、〈つどい〉と〈交流会〉の2部で構成された「21世紀、文化芸術の新時代に向けて」と題する行事を開催しました。

同フォーラムは、2001年12月の「文化芸術振興基本法」の制定、昨年12月の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の成立を受け、これからの社会、経済の発展にとって欠くことができない文化芸術の振興に向けた活動を行っています。2002年度には、自主事業の開催、文化庁主催の「文化芸術懇談会」への参加等を通じて、文化芸術分野に携わる関係者に対する国の支援を求め、すべての国民が豊かな文化芸術を享受できる環境を作っていくことの必要性を訴えてきましたが、今回の行事は、今年度最後の自主事業となりました。

〈つどい〉では、同フォーラム構成団体を代表するスピーカーが、それぞれの分野で直面している問題や課題について、リレートーク形式によってアピールしました。

レコード産業からは、財団法人ビクター伝統文化振興財団の黒河内茂理事長がスピーカーとして登場し、同財団が日本の文化・伝統芸能の存続のために行っている活動を紹介された後、伝統芸能の分野でもコピー問題が深刻な状況になりつつある状況を、次のように訴えました。

日本の伝統芸能は、今日まで「公演」などのいわゆる「ライブパフォーマンス」を通じ、多くの人々に楽しまれて参りました。しかし100年程前に「レコード」が登場以来、このレコードを通じ、さらにより多くの人々に伝統芸能が楽しめるようになってきたわけです。

日本のレコード会社が発売する「伝統芸能」、「民謡・童謡」、「教育教材」など、大量販売が期待できない分野のレコードも、ヒット作品の販売から得られる収益によって一部まかなわれて参ったわけですが、最近の不正コピーやインターネット上での不正利用などの影響を受けてヒット作品の売上は激減し、その影響は私どもが扱う分野にも及びつつあります。

不正な手段を使って音楽を手に入れることは、短絡的に見ますれば、その人にとって「安くて便利」な手段なのかも知れません。しかし、正規にレコードを買って下さる方から見れば、不公平極まりないものでしょう。そして、レコードの売上が下りますとレコード産業ばかりではなく、作詞家、作曲家、歌手や芸能実演家の方々など、すべ

ての音楽関係者に対価が還元されなくなり、「音楽創造の泉」は枯れてしまい、レコードを通じた音楽や伝統芸能の存続基盤を危機に陥れることになるのです。

新しい技術の開発とその普及は人々の生活を快適なものにすることは明らかです。しかし、「文明の発展」が「文化の衰退」をもたらすようなことがあってはなりません。これからも多くの人々が音楽を通じてやすらぎと感動を共有し、また、未来の人々に素晴らしい音楽や伝統芸能を伝えていくためにも、正しい方法で「文化を育てる」気持ちをお忘れないうち、各方面の方々にご支援をお願いしたいと思います。

第2部の〈交流会〉は、多くの国会議員、文化庁、文化芸術関係団体の会員等200名を超える関係者が参加して行われ、同フォーラムの野村会長の開会挨拶に始まり、出席議員のご紹介、河合文化庁長官のご挨拶と続き、文化芸術振興基本法の下で文化芸術活動を推進していくために、交流が図られました。

尚、同フォーラムは、2003年度も本年度同様の活動を継続し、文化芸術振興のための基本方針に対する提言も行っていく予定です。



第1部〈つどい〉



ビクター伝統文化振興財団黒河内茂理事長



野村会長の交流会開会挨拶

文化審議会著作権分科会 「審議経過報告」について(概要) —文化庁長官官房著作権課—

「知的財産戦略大綱」「知的財産基本法」に示された政府全体の方針の中で著作権に関係する部分は、法律ルールの整備、円滑な流通の促進、国際的課題への対応、著作権教育の充実、司法救済制度の充実、の5分野に整理することができます。これら5つの分野について、5つの小委員会を設置し、知財戦略を具体化するための施策が検討されました。

第1章 法制問題小委員会

<個別の権利の在り方に関する事項>

○ 映画の著作物の保護期間の延長

映画の著作物の保護期間(公表後50年)と一般著作物の保護期間(著作者の生存期間+死後50年)との間の実質的な差異を解消することが適当。(「映画の著作物」には、アニメ、ビデオ、映画、ゲームソフトなどが含まれる。)

○ 「私的使用のための複製」によるオリジナルの中古市場への流通への対応

コピーコントロール技術の導入拡大やDVD型の技術の導入を権利者自身が早急に行うべき。当面は、「私的録音録画補償金制度」による対応も考えられる。

○ 「私的録音録画補償金制度」の見直し

権利者、製造業者等の意見が対立しているため、当事者間協議の場の設置が必要。

<権利制限の見直しに関する事項>

(1) 教育の情報化等に対応するため、「例外的な無許諾利用」の範囲を拡大

① コンピュータ教室等での「児童生徒」等によるコピー

② 「遠隔授業」における教材等の送信

③ 「インターネット試験」等での試験問題の送信

④ 再生困難となった図書館資料の記録方式変換のためのコピー

⑤ ボランティア等による「拡大教科書」の作成

(2) 図書館からの貸出に係る補償金制度(いわゆる「公貸権(公共貸与権)」)の拡大

権利者側・図書館側双方に、具体的な補償金制度等の在り方について協力して検討したいという意向があることから、当面その検討を見守ることとし、その結論が得られた段階で、必要な法改正の内容を具体的に定める。

(3) 映像コンテンツの保護強化のため、「公衆向けのビデオ上映会」を例外的に無許諾で行える範囲を、学校における上映等に限定

<引き続き検討する事項>

「著作権法の単純化」「アクセス権の創設」等については、引き続き検討。

第2章 契約・流通小委員会

<「ビジネスモデル」及び「契約システム」の構築に対する支援>

権利を保護しつつ著作物の流通を促進するため、適切な「ビジネスモデル」と「契約システム」の構築を支援することが必要。

<権利者による「意思表示」のためのシステムの開発>

権利者の意思を正確・簡単に伝え

られる「意思表示システム」が必要。当面は、シンプルな「マーク」を策定し、段階的に普及していくべき。

<「契約」に関わる法制の改正>

ライセンス契約(著作物の利用許諾契約)におけるライセンシー(利用者)の保護等については、引き続き検討。

第3章 国際小委員会

<海賊版対策>

アジア諸国を中心に流通している我が国著作物の海賊版を防止・撲滅するために、海賊版実態把握の強化や諸外国との戦略的連携など、7つの提言を行った。

<インターネット上の著作権侵害に対する国際裁判管轄及び準拠法>

国境を越えた著作権の侵害に対する国際裁判管轄及び準拠法の決定ルールについては、ベルヌ条約等既存の条約上の関連規定の明確化を図るなど、国際的な取組を進めるべき。

<WIPOで検討中の新条約の議論への参画>

現在WIPOで検討中の視聴覚的実演や放送機関に関する条約案の早期策定に向けて、我が国として積極的に貢献すべきである。特に、放送機関の権利については、早急に国内的な整理を行うべき。

第4章 著作権教育小委員会

<著作権教育が目指すもの>

基本的な目標を「社会のすべての人々が、各人にとって必要な著作権についての知識や意識を持ち、知的創造活動の所産である著作物を創ったり、既にある著作物等の利用が適切に促進されること」としたうえで、「すべての人々」に係る目標、「学校教育」に係る目標、「大学教育」に係る目標等を具体的に示した。

第5章 司法救済制度小委員会

＜侵害行為の立証負担の軽減＞

被告が侵害行為を否認する場合には、被告自身が自己の行為を具体的に説明しなければならないこととする。

＜損害額の立証負担の軽減＞

「海賊版の販売数」×「正規品の単位当たり利益」を損害額として算定できる新たな「損害額算定制度」を導入する。（海賊版の無料配布やネット配信などの場合も同様とする。）

＜引き続き検討する事項＞

法定賠償制度、侵害の量の推定、弁護士費用の敗訴者負担、三倍賠償制度、権利侵害の対象となる行為の見直し、罰則の見直し、裁判外紛争解決等の在り方等については、引き続き検討。

音楽CDの不正コピー販売で
大学院生に停学処分

2月27日、不正にコピーした音楽CD等を販売したとして、豊橋技術科学大学は、同大の大学院生を1カ月の停学処分にしました。

この大学院生は、昨年10月から11月にかけて、パソコンで不正にコピーした音楽CD等計169点、約18万円を販売していました。

海賊版音楽DVD販売で
全国初の逮捕者

2月25日、インターネットオークションで海賊版の音楽DVDを販売したとして、兵庫県警生活経済課と尼崎北署等は、著作権法違反容疑で、コンピュータ・ソフト販売会社「ビッグウェブ」の経営者ら2名を逮捕しました。

調べによると、昨年9月から10月にかけて、インターネットのオークションを通じて、違法にコピーしたDVD計8枚を約17,000円で販売し、著作権を侵害した疑いが持たれています。

これらのDVDは台湾で複製したものと見られ、また、同社はこれまでに約2,000件、約1,500万円を売り上げていたとして、県警などは入手ルートなどを調べています。



押収された海賊版DVD

IFPI、一般企業・政府向けに
『著作権利用に関する
セキュリティガイド』を発行

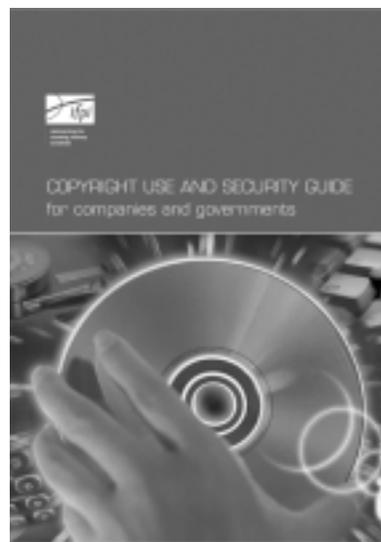
IFPIは、2003年2月13日、ヨーロッパとアメリカの大企業数社に対し、『著作権利用に関するセキュリティガイド』を送付しました。これは、従業員が社内のコンピュータやネットワークを利用した音楽著作権侵害を行わないよう、企業の注意を促すことを目的として発行、送付されたものです。

権利者の許諾を得ずに、音楽やその他の著作物を複製、またはアップロードすることは明らかな違法行為であると同時に、企業にとっては、イメージの失墜、コンピュータ・システムのセキュリティリスク増大や訴訟を受けるリスクが増すことになります。

IFPI、会員社及びナショナルグループは、企業や政府機関のコンピュータ・システムによる、音楽、映画、その他著作物の無許諾アップ

ロードやP2Pサービス上で行われる送受信の検索を行い、著作権を侵害するファイルや行為が発見された場合には、企業や政府機関に対して、それらの削除や停止を要求してきました。

当協会でも、昨年末から同様の調査、検索を実施しており、著作権を侵害するファイルや行為が見つかった場合には、その企業や学校等のシステム管理担当者に対して、当該ファイルや行為の削除・停止に向けた協力要請を行い、著作権侵害行為の防止に努めています。



「著作権利用に関するセキュリティガイド」

当協会副会長選任

依田巽会長の会長就任に伴い、新しい副会長に斉藤正明理事（東芝EMI株式会社代表取締役社長）が選任されました。

（2月28日付）

訂正とお詫び

先月号6ページ「2002年ミリオン一覧」のRIP SLYMEのアーティスト名表示に一部誤りがございました。訂正してお詫び申し上げます。

GOLD ALBUM 他認定作品

2003年 ① 月度

アルバム(20作品)

< 邦楽 >

■2ミリオン

RAINBOW/浜崎あゆみ/
2002.12.18(AVT)



Second to None/CHEMISTRY
/2003.01.08(DF)



■ミリオン

VALENTI/BoA/2003.01.29(AVT)



■プラチナ

月天心/一青窈/2002.12.18(C)
F album/KinKi Kids/2002.12.26(JE)
magic number/KICK THE CAN CREW/2003.01.01(WJ)
LIFE is.../平井 堅/2003.01.22(DF)

■ゴールド

氷川きよし・演歌名曲コレクション2~きよしのズンドコ節~/
氷川きよし/2002.05.22(C)
爆笑スーパーライブ第1集!中高音に愛をこめて.../綾小路
きみまろ/2002.09.30(TE)
一期一会 Sweets for my Spitz/VARIOUS/
2002.10.17(MU)
day after tomorrow II/day after tomorrow/
2002.11.20(AVT)
ハッピーライフ/175R/2003.01.16(TO)
T・W・O/松浦亜弥/2003.01.29(EP)

< 洋楽 >

■クワドラプル・プラチナ

レット・ゴー/アヴリル・ラヴィーン/2002.07.24(BMG)

■ダブル・プラチナ

ザ・エミネム・ショウ/エミネム/2002.05.30(UM)

■プラチナ

ミスアンダスタッド/PINK/2002.01.23(BMG)

■ゴールド

2002 小澤征爾 歓喜の歌/小澤征爾&サイトウ・キネン・
オーケストラ/2002.11.06(UM)
ハリー・ポッターと秘密の部屋/オリジナル・サウンドトラック
/ジョン・ウィリアムズ/2002.11.20(WJ)
JUST WHITNEY.../ホイットニー・ヒューストン/2002.11.27(BMG)
ザ・エイティーズ・2/VARIOUS/2003.01.22(TO)

シングル(6作品)

< 邦楽 >

■プラチナ

UNTITLED 4 ballads/Every Little Thing/2002.12.18(AVT)
COLORS/宇多田ヒカル/2003.01.29(TO)

■ゴールド

あなたの花道/天童よしみ/2002.01.23(TE)
スノースマイル/BUMP OF CHICKEN/2002.12.18(TF)
茎 STEM~大名遊ヒ編/椎名林檎/2003.01.22(TO)

< 洋楽 >

■ゴールド

アセレへ~魔法のケチャップ・ソング~/Las Ketchup/
2002.11.27(SI)

※AI: ソニー・ミュージックアソシエイテッドレコーズ/AR: アンティノスレコード/AVT: エイベックス/BG: ビーグラムレコーズ/BM: バーミリアンレコード/BMG: BMG ファンハウス/C: コロムビアミュージックエンタテインメント/CR: 日本クラウン/CT: カッティング・エッジ/DF: デフスターレコーズ/EI: エピックレコーズ・インターナショナル/EP: ゼティマ/ES: EPIC レコードジャパン/FL: フォーライフミュージックエンタテイメント/GZ: ギザ/JA: ジェイ・ストーム/JE: ジャニーズ・エンタテイメント/K: キングレコード/KS: キューンレコード/MH: ソニー・ミュージックハウス/MU: ドリーミュージック/PAR: プライエイド・レコーズ/PC: ポニーキャニオン/PG: ポリグラム/PI: パイオニア LDC/P0: ポリドール/PS: ポリスター/PZ: ピザ・オブ・デス・レコーズ/RR: ロードランナー・ジャパン/SI: ソニーレコーズ・インターナショナル/SN: SENHA & CO./SR: ソニー・ミュージックレコーズ/TE: テイチクエンタテインメント/TF: トイズ・ファクトリー/TJC: 徳間ジャパンコミュニケーションズ/TO: 東芝 EMI/TRI: トライエム/UM: ユニバーサルミュージック/V: ビクターエンタテインメント/VAP: バップ/V2: ヴィツレコーズ・ジャパン/WJ: ワーナーミュージック・ジャパン/ZA: ツァインレコーズ/ZJ: ゾンバ・レコーズ・ジャパン

ゴールド アルバム他 認定基準枚数 一覧

*5ミリオン以上は100万枚
単位で認定が上ります。

| [邦楽] | 略号 | 最低正味出荷枚数 | |
|-------------|------|--------------|------|
| | | アルバム | シングル |
| ゴールド | G | 累計200,000 以上 | |
| プラチナ | P | 400,000 | |
| ダブル・プラチナ | PP | 800,000 | |
| ミリオン | M | 1,000,000 | |
| トリプル・プラチナ | PPP | 1,200,000 | |
| クワドラプル・プラチナ | PPPP | 1,600,000 | |
| 2ミリオン | 2M | 2,000,000 | |
| 3ミリオン | 3M | 3,000,000 | |
| 4ミリオン | 4M | 4,000,000 | |
| 5ミリオン | 5M | 5,000,000 | |

| [洋楽] | 略号 | 最低正味出荷枚数 | |
|-------------|------|--------------|---------|
| | | アルバム | シングル |
| ゴールド | G | 累計100,000枚以上 | 50,000 |
| プラチナ | P | 200,000 | 100,000 |
| ダブル・プラチナ | PP | 400,000 | 200,000 |
| トリプル・プラチナ | PPP | 600,000 | 300,000 |
| クワドラプル・プラチナ | PPPP | 800,000 | 400,000 |
| ミリオン | M | 1,000,000 | |
| 2ミリオン | 2M | 2,000,000 | |
| 3ミリオン | 3M | 3,000,000 | |
| 4ミリオン | 4M | 4,000,000 | |
| 5ミリオン | 5M | 5,000,000 | |

オーディオレコード新譜数の推移

本号は、1年間に発売されるオーディオレコードの新譜数の推移を図と表により紹介します。

図 種類別オーディオレコード新譜数の推移

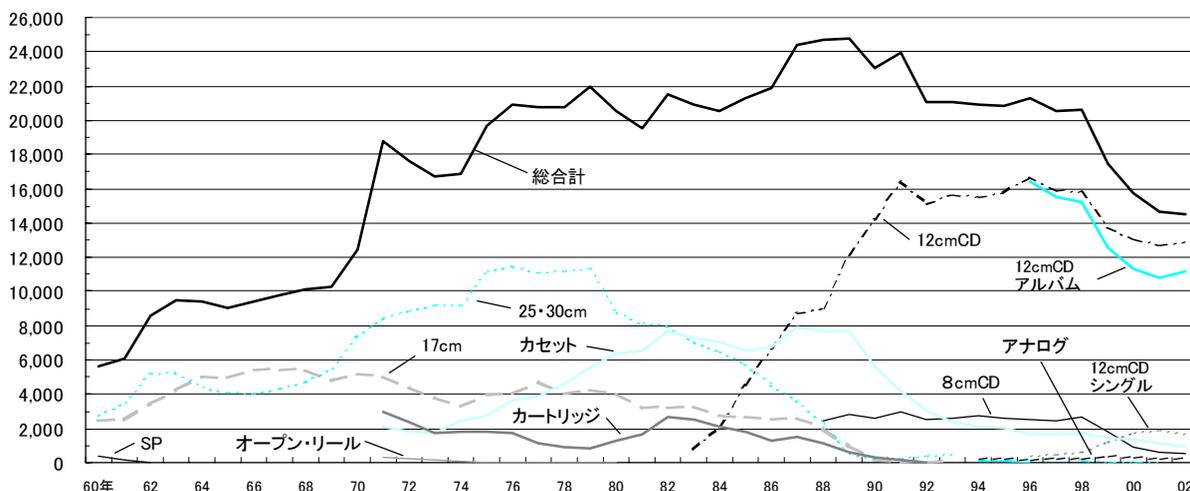


表 種類別オーディオレコード新譜数の推移

単位:枚・巻

| 西暦 | SP | アナログディスク | | 8cmCD | 12cmCD | カセット | カートリッジ | オープン・リール | 合計 |
|------|-------|----------|---------|-------|--------|--------|--------|----------|--------|
| | | 17cm | 25・30cm | | | | | | |
| 1957 | 1,673 | 1,651 | 1,070 | | | | | | 4,394 |
| 1958 | 1,451 | 1,789 | 1,493 | | | | | | 4,733 |
| 1959 | 964 | 2,074 | 2,202 | | | | | | 5,240 |
| 1960 | 414 | 2,433 | 2,769 | | | | | | 5,616 |
| 1961 | 139 | 2,475 | 3,483 | | | | | | 6,097 |
| 1962 | 15 | 3,425 | 5,187 | | | | | | 8,627 |
| 1963 | | 4,231 | 5,281 | | | | | | 9,512 |
| 1964 | | 5,053 | 4,379 | | | | | | 9,432 |
| 1965 | | 4,954 | 4,111 | | | | | | 9,065 |
| 1966 | | 5,414 | 4,030 | | | | | | 9,444 |
| 1967 | | 5,416 | 4,366 | | | | | | 9,782 |
| 1968 | | 5,382 | 4,704 | | | | | | 10,086 |
| 1969 | | 4,807 | 5,451 | | | | | | 10,258 |
| 1970 | | 5,159 | 7,346 | | | | | | 12,505 |
| 1971 | | 5,006 | 8,415 | | | 2,162 | 2,933 | 295 | 18,811 |
| 1972 | | 4,378 | 8,884 | | | 1,834 | 2,353 | 211 | 17,660 |
| 1973 | | 3,818 | 9,186 | | | 1,767 | 1,781 | 157 | 16,709 |
| 1974 | | 3,286 | 9,210 | | | 2,437 | 1,821 | 106 | 16,860 |
| 1975 | | 3,930 | 11,198 | | | 2,720 | 1,816 | 23 | 19,687 |
| 1976 | | 4,042 | 11,452 | | | 3,614 | 1,746 | 15 | 20,869 |
| 1977 | | 4,681 | 11,075 | | | 3,891 | 1,110 | 26 | 20,783 |
| 1978 | | 4,021 | 11,185 | | | 4,607 | 915 | 15 | 20,743 |
| 1979 | | 4,233 | 11,358 | | | 5,526 | 818 | 3 | 21,938 |
| 1980 | | 4,049 | 8,851 | | | 6,393 | 1,270 | 1 | 20,564 |
| 1981 | | 3,224 | 8,119 | | | 6,504 | 1,672 | | 19,519 |
| 1982 | | 3,224 | 7,965 | | | 7,674 | 2,667 | | 21,530 |
| 1983 | | 3,246 | 7,052 | | 788 | 7,277 | 2,543 | | 20,906 |
| 1984 | | 2,761 | 6,503 | | 2,097 | 7,047 | 2,133 | | 20,541 |
| 1985 | | 2,668 | 5,750 | | 4,546 | 6,504 | 1,845 | | 21,313 |
| 1986 | | 2,535 | 4,593 | | 6,719 | 6,768 | 1,310 | | 21,925 |
| 1987 | | 2,547 | 3,661 | | 8,772 | 7,872 | 1,520 | | 24,372 |
| 1988 | | 2,066 | 2,299 | 2,468 | 9,053 | 7,671 | 1,164 | | 24,721 |
| 1989 | | 993 | 528 | 2,780 | 12,155 | 7,691 | 642 | | 24,789 |
| 1990 | | 155 | 198 | 2,549 | 14,203 | 5,655 | 276 | | 23,036 |
| 1991 | | 0 | 229 | 2,933 | 16,451 | 4,188 | 160 | | 23,961 |
| 1992 | | 4 | 350 | 2,502 | 15,135 | 3,049 | 24 | | 21,064 |
| 1993 | MD | 9 | 439 | 2,556 | 15,697 | 2,362 | | DCC | 21,063 |
| 1994 | 177 | 258 | | 2,761 | 15,527 | 2,142 | | 65 | 20,930 |
| 1995 | 159 | 245 | | 2,592 | 15,722 | 2,015 | | 64 | 20,797 |
| | | | | | シングル | アルバム | | | |
| 1996 | 117 | 183 | | 2,540 | 371 | 16,385 | | 2 | 21,300 |
| 1997 | 252 | 242 | | 2,431 | 428 | 15,497 | | | 20,560 |
| 1998 | 119 | 248 | | 2,659 | 599 | 15,208 | | | 20,579 |
| 1999 | 33 | 396 | | 1,795 | 1,225 | 12,573 | | | 17,458 |
| 2000 | 17 | 338 | | 929 | 1,760 | 11,333 | | | 15,765 |
| 2001 | 1 | 253 | | 575 | 1,904 | 10,808 | | | 14,682 |
| 2002 | | 203 | | 565 | 1,698 | 11,152 | | | 14,543 |

2003年1月レコード生産実績

社団法人 日本レコード協会

数量：千枚・巻

単位

金額：百万円

表1. オーディオレコード

| | 1月実績 | | | | | | | 2003年(1月~1月)累計 | | | | | | |
|----------------|---------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|----------------|-------|-----|--------|-------|-----|----|
| | 数量 | 構成比 | 前年同月比 | 金額 | 構成比 | 前年同月比 | 数量 | 構成比 | 前年同期比 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 | | |
| シングル | 8cm CD | 邦 | 327 | 1 | 38 | 220 | 1 | 48 | 327 | 1 | 38 | 220 | 1 | 48 |
| | | 洋 | 1 | 0 | 16 | 0 | 0 | 11 | 1 | 0 | 16 | 0 | 0 | 11 |
| | | 計 | 328 | 1 | 38 | 220 | 1 | 47 | 328 | 1 | 38 | 220 | 1 | 47 |
| | 12cm CD | 邦 | 3,472 | 15 | 59 | 2,539 | 8 | 56 | 3,472 | 15 | 59 | 2,539 | 8 | 56 |
| | | 洋 | 60 | 0 | 106 | 48 | 0 | 83 | 60 | 0 | 106 | 48 | 0 | 83 |
| | | 計 | 3,531 | 15 | 59 | 2,587 | 8 | 56 | 3,531 | 15 | 59 | 2,587 | 8 | 56 |
| | 小計 | 邦 | 3,799 | 16 | 56 | 2,759 | 9 | 55 | 3,799 | 16 | 56 | 2,759 | 9 | 55 |
| | | 洋 | 61 | 0 | 99 | 48 | 0 | 80 | 61 | 0 | 99 | 48 | 0 | 80 |
| | | 計 | 3,859 | 17 | 57 | 2,807 | 9 | 56 | 3,859 | 17 | 57 | 2,807 | 9 | 56 |
| 12cmCD アルバム | 邦 | 12,656 | 55 | 128 | 19,301 | 63 | 135 | 12,656 | 55 | 128 | 19,301 | 63 | 135 | |
| | 洋 | 5,531 | 24 | 107 | 7,850 | 25 | 112 | 5,531 | 24 | 107 | 7,850 | 25 | 112 | |
| | 計 | 18,187 | 79 | 121 | 27,150 | 88 | 127 | 18,187 | 79 | 121 | 27,150 | 88 | 127 | |
| CD 合計 | 邦 | 16,454 | 71 | 99 | 22,059 | 72 | 114 | 16,454 | 71 | 99 | 22,059 | 72 | 114 | |
| | 洋 | 5,592 | 24 | 107 | 7,898 | 26 | 112 | 5,592 | 24 | 107 | 7,898 | 26 | 112 | |
| | 計 | 22,046 | 96 | 101 | 29,957 | 97 | 114 | 22,046 | 96 | 101 | 29,957 | 97 | 114 | |
| アナログ ディスク | 邦 | 23 | 0 | 125 | 20 | 0 | 89 | 23 | 0 | 125 | 20 | 0 | 89 | |
| | 洋 | 4 | 0 | 177 | 4 | 0 | 271 | 4 | 0 | 177 | 4 | 0 | 271 | |
| | 計 | 27 | 0 | 131 | 24 | 0 | 101 | 27 | 0 | 131 | 24 | 0 | 101 | |
| カセット テープ | 邦 | 957 | 4 | 92 | 822 | 3 | 101 | 957 | 4 | 92 | 822 | 3 | 101 | |
| | 洋 | 8 | 0 | 947 | 6 | 0 | 678 | 8 | 0 | 947 | 6 | 0 | 678 | |
| | 計 | 965 | 4 | 92 | 827 | 3 | 102 | 965 | 4 | 92 | 827 | 3 | 102 | |
| 総合計 | 邦 | 17,434 | 76 | 98 | 22,901 | 74 | 114 | 17,434 | 76 | 98 | 22,901 | 74 | 114 | |
| | 洋 | 5,604 | 24 | 108 | 7,908 | 26 | 112 | 5,604 | 24 | 108 | 7,908 | 26 | 112 | |
| | 計 | 23,039 | 100 | 101 | 30,809 | 100 | 113 | 23,039 | 100 | 101 | 30,809 | 100 | 113 | |

表2. ビデオレコード

| | 1月実績 | | | | | | 2003年(1月~1月)累計 | | | | | |
|--------|-------|-----|-------|--------|-----|-------|----------------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | 数量 | 構成比 | 前年同月比 | 金額 | 構成比 | 前年同月比 | 数量 | 構成比 | 前年同期比 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 |
| DVD | 5,287 | 88 | 228 | 9,367 | 76 | 215 | 5,287 | 88 | 228 | 9,367 | 76 | 215 |
| LD・その他 | 118 | 2 | 76 | 183 | 1 | 73 | 118 | 2 | 76 | 183 | 1 | 73 |
| テープ | 599 | 10 | 79 | 2,730 | 22 | 80 | 599 | 10 | 79 | 2,730 | 22 | 80 |
| 合計 | 6,005 | 100 | 186 | 12,281 | 100 | 153 | 6,005 | 100 | 186 | 12,281 | 100 | 153 |

表3. オーディオ/ビデオ合計

| | 1月実績 | | | | | | 2003年(1月~1月)累計 | | | | | |
|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|----------------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | 数量 | 構成比 | 前年同月比 | 金額 | 構成比 | 前年同月比 | 数量 | 構成比 | 前年同期比 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 |
| オーディオ | 23,039 | 79 | 101 | 30,809 | 71 | 113 | 23,039 | 79 | 101 | 30,809 | 71 | 113 |
| ビデオ | 6,005 | 21 | 186 | 12,281 | 29 | 153 | 6,005 | 21 | 186 | 12,281 | 29 | 153 |
| 合計 | 29,044 | 100 | 111 | 43,089 | 100 | 122 | 29,044 | 100 | 111 | 43,089 | 100 | 122 |

<参考>表4. 複合型CD (CD-G、CD-I、CD-ROMなど)

| | 1月実績 | | | | | | 2003年(1月~1月)累計 | | | | | |
|----|-------|-----|-------|-----|-----|-------|----------------|-----|-------|-----|-----|-------|
| | 数量 | 構成比 | 前年同月比 | 金額 | 構成比 | 前年同月比 | 数量 | 構成比 | 前年同期比 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 |
| 邦盤 | 7,363 | 100 | 67 | 828 | 100 | 72 | 7,363 | 100 | 67 | 828 | 100 | 72 |
| 洋盤 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 合計 | 7,363 | 100 | 67 | 828 | 100 | 72 | 7,363 | 100 | 67 | 828 | 100 | 72 |

備考 1. 本年実績は、会員会社「24社」の集計である。当会員会社が受託した非会員社からの販売委託分を含む。
2. 単位未満四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

THE RECORD 2003年3月号
社団法人 日本レコード協会 機関誌

発行人 依田 巽

編集人 田辺 攻

発行日 2003年3月10日

発行 社団法人 日本レコード協会

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-3 日鐵木挽ビル2F

TEL.03-3541-4411 (代)

FAX.03-3541-4460

URL:<http://www.riaj.or.jp/>

Respect Our Music